明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業二六）　一
〔告　示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき、沖縄振興開発特別措置法第十八条の八の規定に基づき指定する件の一部を改正する件（内閣府九七）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一一九）　六
〔叙位・叙勲〕　三
〔褒　賞〕　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
公文書等の管理に関する沖縄振興開発金融公庫、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金設立関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省令

○経済産業省令第二十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。